

傷病手当金の継続給付

仕事を辞めて被保険者の資格がなくなると、原則的に給付は受けられません。

ただし、以下の5つの条件をすべて満たしている場合は、退職後も継続して給付を受けることが可能です。

継続給付の支給要件

退職日までに1年以上継続して健康保険の被保険者資格があること

- 1 ※ 前加入健保から被保険者期間が途切れない場合、被保険者期間を通算することができます。ただし、国保・共済組合・任意継続被保険者は保険制度が異なるため、加入期間を通算することができません。

退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業していること

- 2 ※ 退職日に半日であっても勤務した場合、労務不能状態に当たらないため退職後は支給対象外となります。

失業給付等を受給していないこと

- 3 ※ 失業給付は働くことが可能な方に支給される休業補償です。傷病手当金との併給はできません。

同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること

労務不能期間が継続していること

- 5 ※ 資格喪失後の継続給付は、断続して受けることができません。一旦、労務可能となり受給が中断された場合は、その時点で受給権が消滅します。その後、再び労務不能となっても傷病手当金は支給されません

第104条（傷病手当金又は出産手当金の継続給付）

被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者（第106条において「1年以上被保険者であつた者」という。）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。